

平成26年

松 前 町 議 会

第 1 回 臨 時 会 会 議 録

平成26年 5月29日 開会

平成26年 5月29日 閉会

松 前 町 議 会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 齊 藤 勝

# 目 次

○提出案件及び議決結果一覧表 -----	1 頁
----------------------	-----

## 平成26年 5月29日(木曜日) 第1号

○議事日程 -----	2 頁
○会議に付した事件 -----	2 頁
○出席議員 -----	2 頁
○欠席議員 -----	2 頁
○出席説明員等 -----	2 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員 -----	3 頁
○議長あいさつ -----	4 頁
○開会宣告・開議宣告 -----	4 頁
○諸般の報告・議事日程 -----	4 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 -----	4 頁
○日程第2 議会運営委員会報告 -----	4 頁
○日程第3 会期の決定 -----	4 頁
○日程第4 議案第35号 平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予 算(第1回)(提案説明・質疑・討論・採決) -----	5 頁
○日程第5 議案第36号 町税条例等の一部を改正する条例制定について (提案説明・質疑・討論・採決) -----	6 頁
○日程第6 議案第37号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 制定について(提案説明・質疑・討論・採決) -----	9 頁
○日程第7 議案第38号 契約の締結について(提案説明・質疑・討論・採 決) -----	11 頁
○閉会宣告 -----	12 頁

## 提出案件及び議決結果一覧表

### 1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
35	平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)	26. 5. 29	原案可決
36	町税条例等の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
37	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
38	契約の締結について	同 上	同 上

平成26年 5月29日（木曜日）第1号

平成 2 6 年

松前町議会第 1 回臨時会

平成 2 6 年 5 月 2 9 日（木曜日）第 1 号

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 議会運営委員会報告  
日程第 3 会期の決定  
日程第 4 議案第 3 5 号 平成 2 6 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算  
(第 1 回)  
日程第 5 議案第 3 6 号 町税条例等の一部を改正する条例制定について  
日程第 6 議案第 3 7 号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に  
ついて  
日程第 7 議案第 3 8 号 契約の締結について

◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 議会運営委員会報告  
日程第 3 会期の決定  
日程第 4 議案第 3 5 号 平成 2 6 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算  
(第 1 回)  
日程第 5 議案第 3 6 号 町税条例等の一部を改正する条例制定について  
日程第 6 議案第 3 7 号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に  
ついて  
日程第 7 議案第 3 8 号 契約の締結について

◎出席議員（12名）

議 長	1 2 番	齊 藤	勝 君	副議長	1 1 番	吉 田	孝 男 君
	1 番	福 原	英 夫 君		2 番	近 江	武 君
	3 番	川内谷	進 君		4 番	椎 名	力 君
	5 番	伊 藤	幸 司 君		6 番	堺	繁 光 君
	7 番	油 野	篤 君		8 番	西 村	健 一 君
	9 番	西 川	敏 郎 君		1 0 番	梶 谷	康 介 君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員等

町	長	石 山	英 雄 君	副 町 長	若 佐	智 弘 君
総 務 課 長	野 村	誠 君	政策財政課長	佐 藤	久 君	
会計管理者兼出納室長	川 合	貞 之 君	税 務 課 長	松 谷	映 彦 君	
教 育 長	森 定	勝 廣 君	監 査 委 員	藤 崎	秀 人 君	

監 査 室 長 近江谷 邦 彦 君

議 会 事 務 局 長 川 村 敏 之 君

---

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 川 村 敏 之 君

次 長 尾 坂 一 範 君

主 査 齊 藤 明 君

---

◎議長あいさつ

---

○議長(斉藤勝君) おはようございます。一言、ご挨拶申し上げます。

本日、平成26年松前町議会第1回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

---

◎開会宣告・開議宣告

---

○議長(斉藤勝君) ただ今から平成26年松前町議会第1回臨時会を開会致します。  
直ちに会議を開きます。

---

◎諸般の報告・議事日程

---

○議長(斉藤勝君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りであります。

---

◎会議録署名議員の指名

---

○議長(斉藤勝君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、11番吉田孝男君、1番福原英夫君、以上2名を指名致します。

---

◎議会運営委員会報告

---

○議長(斉藤勝君) 日程第2 議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、伊藤幸司君。

○議会運営委員会委員長(伊藤幸司君) 先程開催されました議会運営委員会におきまして、本臨時会の会期は本日1日限りと致しまして、議事日程についてはお手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(斉藤勝君) 以上で報告済みと致します。

---

◎会期の決定

---

○議長(斉藤勝君) 日程第3 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

---



○議長(斉藤勝君) 日程第4 議案第35号 平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長(船木泰雄君) ただ今、議題となりました議案第35号平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について、その内容をご説明申し上げます。

平成26年度松前町の国民健康保険特別会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによろうとするものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4千800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9千900万円に致そうとするものでございます。

第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正後の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によろうとするものであります。

今回の補正につきましては、平成25年度松前町国民健康保険特別会計の収支に赤字が生ずる見込みとなりましたことから、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づきまして繰上充用を致そうとするものでございます。

それでは、歳出の事項別明細よりご説明申し上げます。7ページをお開き願います。

3. 歳出です。平成25年度の国民、もとい、国保会計の歳入不足に対応するため、今回歳出に12款繰上充用金を新たに設けまして、1項繰上充用金1目繰上充用金では、22節補償補填及び賠償金に前年度繰上充用金としまして、4千800万円の追加計上でございます。平成25年度の国保会計は、歳出の保険給付費が前年度と比べ570万円程度減少しているものの、歳入の療養給付費交付金等が減少しており、4月末の収支で4千800万円の資金不足となっております。5月中の税の徴収は確実に見込めるところでありますが、金額に不確定要素があることから、4月末の金額で繰上充用の予算措置をお願いするものでございます。なお、最終決算で繰上充用額は約4千600万円、80万円程度の単年度黒字を見込んでおります。

以上が歳出の事項別明細でございます。これに対応致します歳入です。6ページへお戻り願いたいと存じます。

2. 歳入です。2款2項1目財政調整交付金では4千800万円の追加計上です。財源調整のための計上です。

以上が歳入の事項別明細でございます。2ページへお戻り願いたいと存じます。

第1表歳入歳出予算補正(事業勘定)歳入でございます。歳入合計補正前の額15億5千100万円に、今回4千800万円を追加し、補正後の額を15億9千900万円に致そうとするものでございます。

次に3ページでございます。歳出においても歳入同様、補正後の額を15億9千900万円に致そうとするものでございます。

以上が議案第35号、平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)の内容でございます。何卒よろしくご審議くださるようお願い致します。

○議長(斉藤勝君) 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第35号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第36号 町税条例等の一部を改正する条例制定について

---

○議長(斉藤勝君) 日程第5 議案第36号 町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(松谷映彦君) ただ今、議題となりました議案第36号町税条例等の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきご説明申し上げます。

お手元の議案を6枚めくっていただき、説明資料として添付しております町税条例等の一部を改正する条例の概要の1ページをお開き願います。

まず、今臨時会に本議案を提案し、審議に付します理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第132号)並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令(平成26年総務省令第34号)が、平成26年3月31日に公布されたことに伴い、関連する町税条例等の規定の整備を行おうとするものであります。

また、今回の改正では、第1条による改正、第2条による改正、第3条による改正に区分しておりますが、これは、第1条は、今回の地方税法等の改正により、新たに改正になるものであり、第2条、第3条による改正は、それぞれ以前の地方税法の改正により、既に条例改正が行われておりますが、施行されていない一部改正条例を、今回の地方税法で尚かつ改正しようとするものであり、これらを区分するために第1条、第2条、第3条により、それぞれ改正しようとするものでございます。

それでは、今回の主な改正内容について申し上げます。

最初に、(1)個人町民税に係る改正でございます。1点目と致しまして、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の額を免除する課税の特例であります。適用期限を平成27年度から3年間延長し、平成30年度までにしようとするものです。現在、13名の畜産農家の方が対象となっております。

2点目と致しまして、優良住宅地等の、失礼致しました、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る税率の課税の特例であります。適用期限を平成26年度から3年間延長し、平成29年度までにしようとするものです。対象となるのは国、地方公共団体等に住宅地の造成等のために譲渡した場合であり、長期譲渡所得の所得割の税率が3%が、通常3%が2千万円までの部分について2.4%に軽減されるものでございます。なお、1点目、2点目ともに平成26年4月1日から適用するものと、適用しようとするものでございます。

次に(2)法人町民税に係る改正であります。地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人町民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税の原資に繰り入

れるため、法人税の税率を引き下げようとするものです。当町におきましては、制限税率を適用し、課税しているところであり、14.7%を12.1%に、2.6%引き下げようとするものでございます。これに伴う影響額は、平成24年度決算を基準と致しますと、法人税割の課税法人が77法人あり、240万円程度の減額となる見込みです。減額になる分については、地方交付税により補填されるものと考えております。なお、適用年度は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用しようとするものです。

次に2ページをお開き願います。(3)固定資産税の改正であります。1点目としまして、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断を義務付けられ、その結果が所管行政庁に報告された家屋の内、国の補助を受けて耐震改修を行った既存家屋に係る固定資産税の軽減措置の創設であり、改修が完了した年の翌年度から2年度分について、2分の1に相当する額を減額しようとするものです。対象となる建物は、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建物や、小学校、老人ホーム等の避難時の配慮が必要な人達を使用する建物等の内、大規模な建物であり、当町においては対象となる建物はないものであります。なお、平成26年4月1日から適用するものです。

2点目と致しまして、償却資産に係る課税標準の特例措置の創設であります。3項目あり、特例の対象となる資産が五つあります。一つ目の項目ですが、公共の危害防止のために設置された施設、または設備で平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得したものに対して課する固定資産税の課税標準の特例であります。汚水、または廃液処理施設の特例割合は、3分の1にしようとするものであり、沈殿、または浮上装置、油水分離装置等が対象となります。指定物質排出抑制施設の特例割合は、2分の1にしようとするものであり、テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置が対象となります。特定有害物質排出抑制施設の特例割合は、2分の1にしようとするものであり、フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置が対象となります。二つ目の項目と致しまして、浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者、または管理者が水防法に規定された浸水防止計画に基づき、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した浸水防止用設備に対して課する固定資産の課税標準の特例で、取得の翌年から5年度分について対象にしようとするものであります。浸水防止用設備の特例割合は、3分の2にしようとするものであり、止水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機が対象となります。

次に2ページから3ページにかけてご覧願います。三つ目の項目でございますが、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得された一定の業務用冷凍冷蔵機器に対して課する固定資産の課税標準の特例で、取得の翌年から3年度分について対象にしようとするものであります。ノンフロン製品の特例割合は、4分の3にしようとするものであり、CO<sub>2</sub>ショーケース、空気冷凍システムが対象となります。いずれも平成26年4月1日から適用しようとするものであります。

次に(4)軽自動車税の改正であります。1点目としまして、国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車税の税率を引き上げようとするものであります。平成27年度以後に新規取得される三輪以上の軽自動車の新車の税率を、自家用車は1.5倍、その他は約1.25倍に引き上げ、平成28年度課税分から適用しようとするものです。ですから、平成26年度までに新規取得した軽自動車については、改正前の税率を適用することとなります。また、二輪車等は税率を現行の1.5倍、最低2千円に引き上げ、平成27年度課税分から適用しようとするものであります。個々の引き上げ額でございますが、原動機付自転車で50cc以下のものは千円を2千円に、50ccから90cc以下のもの

は千200円を2千円に、90ccから125cc以下のものは1千600円を2千400円に、失礼しました、もう一度、申し訳ありません。原動機自転車50cc以下のものは千円を2千円に、50ccから90cc以下のものは千200円を2千円に、90ccから125cc以下のものは1千600円を2千400円に、ミニカーは2千500円を3千700円に引き上げようとするものです。また、軽二輪125ccから250cc以下は2千400円を3千600円に、小型二輪250cc超は4千円を6千円に、専ら雪上を走行するものは2千400円を3千600円に、小型特殊自動車の農耕作業用は千600円を2千400円に、その他のものは4千700円を5千900円に引き上げようとするものです。三輪は3千900円を、失礼しました、3千100円を3千900円に、三輪は3千100円を3千900円に、四輪以上で乗用の自家用は7千200円を1万800円に、営業用は5千500円を6千900円に、貨物用の自家用は4千円を5千円に、営業用は3千円を3千800円にそれぞれ引き上げようとするものです。改正に伴う影響額でございますが、平成26年4月1日現在の原動機付自転車及び軽二輪等の登録台数が578台あり、これがそのまま27年度課税においても登録されているとした場合は、63万5千円の増額となります。また、三輪以上の軽自動車分につきましては、平成25年度の新規登録数が178台あり、平成27年度も同数の登録、新規登録があり、その数が純増であるとした場合、平成28年度課税において51万3千4百円の増が見込めるところであります。

次に4ページをお開き願います。2点目と致しまして、軽自動車税のグリーン化を進める観点から、平成28年度時点で新車として新規取得した月から起算して、14年経過した月の属する年度以後の年度分の三輪以上の軽自動車について、その税率を引き上げようとするもので、平成28年4月1日から適用しようとするものです。具体的には、平成28年度課税において、平成14年12月までに新規取得した軽自動車対象となります。なお、個々の引き上げ額でございますが、三輪は3千100円が4千600円に、4輪以上で乗用の自家用車は7千200円が1万2千900円に、営業用は5千500円が8千200円に、貨物用の自家用は4千円が6千円に、営業用は3千円が4千500円にそれぞれ引き上げようとするものです。改正に伴う影響額でございますが、平成26年4月1日現在における平成24年、失礼しました、平成14年12月までに新規取得した軽自動車の数は511台あり、その登録数が変わらないとした場合、227万9千円の増が見込めるところでございます。

次に参考と致しまして、3の町税条例の改正は要しないが、町税に関連のある地方税法の改正でございます。1点目と致しまして、個人町民税の給与所得控除の上限額を引き下げようとするものであります。平成28年度分までは、上限額が適用される給与収入が1千500万円に対し、給与所得控除の上限額が245万円ですが、平成29年度分は上限額が適用される給与収入が1千200万円となり、給与所得控除の上限額が230万円、平成30年度分以後は上限額が適用される給与収入が1千万円となり、給与所得控除の上限額が220万円に引き下げになります。

次に5ページをご覧ください。2点目と致しまして、住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上の形成を図るため、新築住宅に係る固定資産税の軽減措置の適用期限を2年間延長し、平成28年3月31日までにしようとするものです。一般の住宅は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分に限り、税額の2分の1相当額を3階以上の中高層耐火住宅については、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分に限り税額の2分の1の相当額を軽減しようとするもので、平成26年4月1日から適用しようとするものです。

以上が主な改正の内容であります。なお、新旧対照表につきましては、お手元の議案の10枚目から1ページから30ページにわたり、別紙のとおり記載しておりますのでご参照いただきたいと思います。

以上が、議案第36号町税条例等の一部を改正する条例制定の内容であります。何卒よろしくご審議を賜りますようお願い致します。

○議長(斉藤勝君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

6番。

○6番(堺繁光君) 4ページについて、少しだけお聞きしたいと思います。軽自動車税のグリーン化を進めるという観点からということでございますけども、これは先程の説明を聞きますと28年の4月1日からですか、それから遡って14年の12月に取得した新車、新車なんですか、これ。それとも中古、中古も含まれるんでしょうか。その辺をお聞きしたい。

○議長(斉藤勝君) 税務課長。

○税務課長(松谷映彦君) 新車で登録したものでございます。

○議長(斉藤勝君) 6番。

○6番(堺繁光君) 一昨年、例えば購入したとしまして、その前に新車登録された方のは構わないんですね、本人が中古で買った場合は構わないということですね、それでいくと。新規登録された時からっていうことでしょうか。

○議長(斉藤勝君) 税務課長。

○税務課長(松谷映彦君) 新規、もし、中古でお買いになられたとすれば、その前の段階で新車登録したその年度がいつかっていうことが問題になります。ですから、中古でお買いになった方はその時点で登録しておりますけども、あくまで一番最初に登録した段階での課税ということになりますので。

○議長(斉藤勝君) 他に質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第36号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第37号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(斉藤勝君) 日程第6 議案第37号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(松谷映彦君) ただ今、議題となりました議案第37号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきましてご説明申し

上げます。

お手元の議案を2枚めくっていただき、説明資料として添付しております、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要をお開き願います。

まず、今臨時会に本議案を提案し、審議致します理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）が、平成26年3月31日に公布されたことに伴うものであり、関連致します規定の整備を行おうとするものであります。

それでは、今回の改正の内容について申し上げます。まずは、1点目と致しまして、松前町国民健康保険税条例第18条でございますが、条文内の引用条項にずれが生じた箇所があり、その部分について規定の整備をしようとするものであります。内容そのものの変更はございません。

2点目と致しまして、松前町国民健康保険税条例第23条であります。低所得者に係る保険税応益分（均等割・世帯割）でございますが、分の軽減措置が拡充されたことに伴う規定の整備でございます。まずは真ん中の図をご覧くださいと思います。給与収入の方で3人世帯の場合の例を示しております。左が現行、右が改正後となっております。現行では7割軽減が給与収入98万円以下が対象になり、5割軽減は約147万円以下、2割軽減は約223万円以下が対象となっておりますが、改正後は、7割軽減は変わらず98万円以下ですが、5割軽減が約178万円以下、2割軽減が約266万円以下に引き上げられております。具体的内容でございますが、5割軽減の拡大では、現行の基準では2人世帯以上が対象であり、基準額は33万円に加算額として24万5千円に世帯主を除いた被保険者の数を掛けた額を加えた額となっておりますが、今回の改正により単身世帯も対象となり、加算額が世帯主も含む被保険者数となることから、1人分の加算額24万5千円が増え、基準額が引き上げられました。軽減の判定は、所得額、所得額をもって判定致しますので、3人世帯では106万5千円以下となり、これを給与収入に換算しますと約178円以下となるわけです。次に2割軽減の拡大では、現行の基準額は、33万円に加算額として35万円に被保険者数を掛けた額を加えた額となっておりますが、改正後は、加算額が35万円から45万円に引き上げられました、失礼します、45万円に引き上げられました。軽減の判定は、所得額をもって判定致しますので、3人世帯ですと所得額で138円以下が168万円以下となり、それを給与収入に換算しますと、約223万円以下が266万円以下となるわけです。

今回の改正に伴う影響額でございますが、平成25年度課税ベースでの試算で、5割軽減の拡大により、該当世帯が140世帯増え、軽減額も570万円増える見込みであります。また、2割軽減の拡大では、該当世帯が逆に80世帯減少し、軽減額も310万円減る見込みであります。拡大したにも係わらず、2割軽減において該当世帯と軽減額が減少となるのは、5割軽減の基準額の引き上げにより、2割軽減から5割軽減へ移行となるのが大きな要因であります。この結果、5割軽減、2割軽減を合わせた全体では、該当世帯が60世帯、軽減額で約260万円増える見込みとなります。

なお、今回の改正条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものであります。従って、平成26年度以後の国民健康保険税について適用されるため、6月中旬に発布致します平成26年度集合主税から反映されることとなります。

また、新旧対照表につきましては、4枚目から別紙のとおり掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上が、議案第37号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何卒よろしくご審議を賜りますようお願い致します。

○議長(斉藤勝君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 討論なしと認め、討論を終わります。  
お諮り致します。  
議案第37号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第38号 契約の締結について

---

○議長(斉藤勝君) 日程第7 議案第38号 契約の締結についてを議題と致します。  
提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(野村誠君) それでは、ただ今議題となりました議案第38号契約の締結について、その内容をご説明申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を致そうとするものです。

去る5月21日に指名競争入札を執行致しました。平成26年度施行防災行政無線放送設備購入事業の物品購入契約の締結でございます。契約金額は3千357万7千2百円で、契約の相手方は函館市水道1丁目14番1号に住所を有します函館三協通信株式会社、代表取締役佐藤好友でございます。なお、工期につきましては、平成26年12月26日までとしてございます。

この度の指名業者につきましては、添付してございます参考資料によります3社でございます。

以上が議案第38号契約の締結についてでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(斉藤勝君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 討論なしと認め、討論を終わります。  
お諮り致します。  
議案第38号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会宣告

---

○議長(斉藤勝君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって平成26年松前町議会第1回臨時会を閉会致します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 午前10時40分)



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 齊 藤 勝

署名議員 吉 田 孝 男

署名議員 福 原 英 夫